

臨時報告第10号様式

矯正局長

殿

東京矯正管区長

喜連川社会復帰促進センター長

自殺事故報告（刑事施設）

事故の概況

令和3年6月21日（月）午前4時54分頃、当センター管下宇都宮拘置支所（以下「同支所」という。）[redacted]（単独室）に収容中の[redacted]受刑者[redacted]（以下「事故者」という。）が、ランニングシャツの一方の肩部分を同居室食器口鉄格子に巻き付けて、同シャツの肩口に通した上、同シャツの他方の肩口に自己の首を入れ、廊下側に背を向けて足を伸ばした状態で座るような姿勢で垂下して、い首しているのを勤務職員が発見したことから、直ちに非常ベル通報をした。

同時57分、監督当直者外数名の職員が事故者の居室に入室し、同時58分、監督当直者が自発呼吸のない事故者に対し、心臓マッサージ等の救命措置を行ったが、事故者の自発呼吸は再開せず、同日午前5時3分、119番通報した後、同時32分、事故者を外部病院（[redacted]病院）へ救急搬送した。

同時38分、同病院に到着し、事故者の心拍が再開したものの、同病院医師から、事故者が[redacted]を要請された。

同日午前7時24分、医務課長が、事故者を[redacted]した。

同日午前9時45分、同病院医師から[redacted]旨の所見が示され、それ以降、事故者は[redacted]入院を継続し、[redacted]同月3日（土）、[redacted]

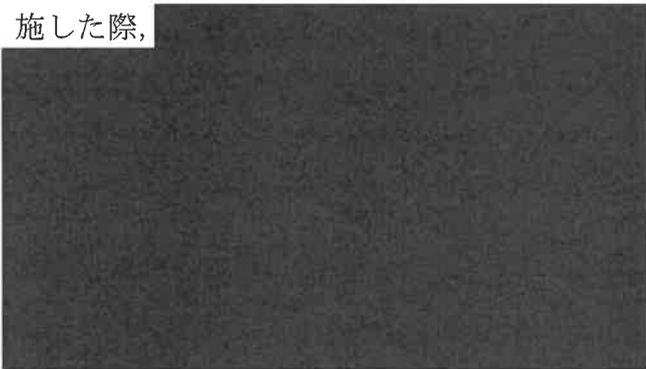
同日午後7時59分、同病院医師により、事故者の死亡が確認された。

事故の	1	発 生 年 月 日	1	令和3年6月21日（月）
	2	発 見 時 刻	2	午前4時54分頃
	3	場 所	3	[redacted]（事故者居室）

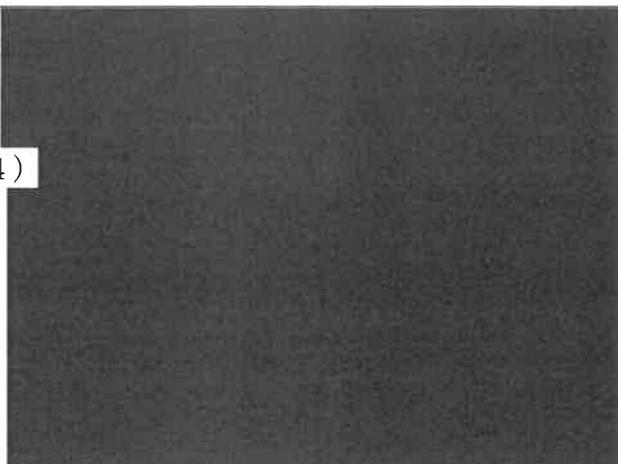
状況	4 方 法	4 ランニングシャツの一方の肩部分を鉄格子に巻き付けて、同シャツの肩口に通した上、同シャツの他方の肩口に自己の首を入れ、廊下側に背を向けて足を伸ばした状態で座るような姿勢で垂下して、い首した。
	5 経 緯	<p>(1) [REDACTED]</p> <p>(2) 同年6月21日(月)午前4時39分、同階勤務職員看守[REDACTED]（以下「[REDACTED]看守」という。）が事故者の居室内を視察したところ、特異動静は認められなかった。</p> <p>(3) 同時54分頃、[REDACTED]看守が、同居室を視察したところ、事故者がランニングシャツの一方の肩部分を同居室食器口鉄格子に巻き付けて、同シャツの肩口に通した上、同シャツの他方の肩口に自己の首を入れ、廊下側に背を向けて足を伸ばした状態で座るような姿勢で垂下して、い首しているのを発見したことから、直ちに非常ベル通報をした。</p> <p>(4) 同非常ベル通報後、[REDACTED]看守は生存確認のため、事故者の名前を呼び掛け続けるも、事故者の反応がなかったところ、同時57分、監督当直者主任副看守長[REDACTED]（以下「[REDACTED]主任副看守長」という。）、夜勤監督副看守長[REDACTED]（以下「[REDACTED]副看守長」という。）及び看守部長[REDACTED]が駆け付け、事故者の居室を開扉して[REDACTED]主任副看守長らが入室し、[REDACTED]副看守長が事故者と正対した姿勢で事故者の前方から上体を抱え上げ、[REDACTED]主任副看守長が同シャツを事故者の首から取り外した上、事故者を同室中央付近に仰向けにした後、[REDACTED]主任副看守長が事故者の意識及び自発呼吸を確認したものの、返答なく、自発呼吸もなかったため、</p>

		<p>同時58分、主任副看守長が心臓マッサージを開始した。</p> <p>同日午前5時、主任副看守長が事故者の身体にAEDを装着し、作動させたが、電気ショックの必要はなく、心臓マッサージを継続するようメッセージが流れたことから、心臓マッサージを継続した。</p> <p>(5) 同時3分、看守が119番通報し、救急車を要請した。同時12分、同要請を受けて駆け付けた救急隊員3名に事故者の救命措置を引き継ぎ、救急隊員が心臓マッサージ等による救命措置を講じながら、同時32分、救急車で同支所を出発し、同時38分、病院に到着した。</p> <p>(6) 同病院到着後、事故者の心拍が再開したものの、同病院医師から、事故者が [redacted] [redacted] [redacted]を要請された。</p> <p>同日午前7時24分、医務課長が、事故者を [redacted] [redacted]</p> <p>(7) 同日午前9時45分、同病院医師から [redacted]により、入院加療が必要である旨の所見が示され、それ以降、事故者は同病院 [redacted]において、 [redacted]入院を継続した。</p> <p>(8) [redacted]</p> <p>(9) 同月3日(土)、 同日午後7時59分、 [redacted]により、同病院医師から死亡確認がなされた。</p> <p>(10) 同日午後8時零分、宇都宮地方検察庁に、 同時10分、宇都宮中央警察署に事故者の死亡が確認された旨を電話連絡した。</p>
--	--	--

	<p>(11) [Redacted]</p> <p>[Redacted]において、宇都宮地方検察庁検察官 [Redacted] による司法検視が実施され、並行して当センター長が、医師 [Redacted] 立会の下、[Redacted] 行政検視を実施した。</p> <p>(12) [Redacted]</p> <p>6 使用器具</p> <p>7 逮捕制圧等の状況</p> <p>8 事故による犯罪</p> <p>9 その他</p>	<p>(11) [Redacted]</p> <p>[Redacted]において、宇都宮地方検察庁検察官 [Redacted] による司法検視が実施され、並行して当センター長が、医師 [Redacted] 立会の下、[Redacted] 行政検視を実施した。</p> <p>(12) [Redacted]</p> <p>6 ランニングシャツ (縦 [Redacted] センチメートル、横 [Redacted] センチメートル)</p> <p>7 該当なし</p> <p>8 該当なし</p> <p>9 特になし</p>
<p>事故者</p>	<p>1 事故者の種別</p> <p>2 身分</p> <p>3 氏名</p> <p>4 生年月日</p> <p>5 罪名</p> <p>6 刑名・刑期</p> <p>7 刑の起算日</p> <p>8 刑の終了日</p> <p>9 犯数</p> <p>10 制限区分及び優遇区分</p> <p>11 所内における行状</p> <p>12 本籍</p> <p>13 住所</p> <p>14 要注意者等指定の有無</p> <p>15 その他</p>	<p>1 自殺者</p> <p>2 [Redacted] 受刑者</p> <p>3 [Redacted]</p> <p>4 [Redacted]</p> <p>5 [Redacted]</p> <p>6 [Redacted]</p> <p>7 [Redacted]</p> <p>8 [Redacted]</p> <p>9 [Redacted]</p> <p>10 [Redacted]</p> <p>11 [Redacted]</p> <p>12 [Redacted]</p> <p>13 [Redacted]</p> <p>14 [Redacted]</p> <p>15 該当なし</p>
<p>職員の状況</p>	<p>1 配置及び勤務状況</p> <p>2 監督方法</p>	<p>1 事故が発生した当日は、監督当直者 1 名、夜勤監督 [Redacted] 名及び昼夜間勤務職員 [Redacted] 名の計 [Redacted] 名の職員を配置していた。</p> <p>2 監督当直者及び夜勤監督が随時巡回し、監督していた。</p>

	3 職責処理の状況	3 職責に該当する事項は認められない。
事態收拾の措置	<p>1 職員の非常招集</p> <p>2 非常配置箇所数, 時間及び人員</p> <p>3 管区機動警備隊出動の有無, 出動した場合には, その活動状況</p> <p>4 警察官署への依頼</p>	<p>1 職員16名を非常招集した。</p> <p>2 令和3年6月21日(月)午前5時32分, 搬送先の病院へ職員■名を配置し, 追って職員■名を同病院へ追加配置した。</p> <p>3 該当なし</p> <p>4 同日午前5時30分, 宇都宮消防署からの通報を受けたとして, 宇都宮中央警察署■警部補外5名が同支所に来庁し, 同時35分から同時50分までの間, 同署■警部補外5名による現場検証が実施された。</p>
事故の原因・動機	<p>1 事故者の動機</p> <p>2 施設側の欠陥</p>	<p>1 事案発生後, 職員が事故者の居室検査を実施した際, </p> <p>2 該当なし</p>
事故者に対する措置	<p>1 懲 罰</p> <p>2 事 件 送 致</p>	<p>1 該当なし</p> <p>2 該当なし</p>

改善事項	1 改善した事項	<p>1 同年7月1日（木）及び同月2日（金），処遇統括が同支所職員に対して本件事案の概要について説明し，自殺発生時はビデオカメラの到着の有無にかかわらず，ちゅう躇なく開扉し，迅速な救護措置を施すこと，また，非常ベル発報時は，必ずAED等を携行して急行すること等を指示した。</p> <p>また，同年8月2日（月）から同月31日（火）までの間の計画で全所的に，被收容者による自殺企図発生時の救命救急措置の重要性と現場での活用方法に係る研修を順次実施している。</p>
	2 改善すべき事項	2 特になし
その他参考事項	1 遺族感情	<p>(1) [Redacted]</p> <p>(2) [Redacted]</p> <p>(3) [Redacted]</p>

	2 報道機関の取材	<p>(4)</p>  <p>2 同月5日(月)午後5時47分, 報道機関への公表を行ったところ, NHK, 読売新聞, 朝日新聞及び下野新聞の計4社から電話による取材があり, 同月6日(火), 下野新聞の朝刊に掲載された。</p>
--	-----------	--